

司法院釈字第487号（1999年7月9日）*

争 点

冤罪賠償法二条二号の前段には、かつて勾留を受け不起訴処分または無罪の言い渡しを受けた者は、その行為が公共の秩序または善良の風俗に違反するものであれば、賠償を請求することができないとの規定は、憲法上の比例原則に合致しているか。

（冤獄賠償法第二條第二款前段，僅以受害人之行為違反公共秩序或善良風俗為由，剝奪其請求賠償之權利，未能以其情節是否重大，有無逾越社會通常觀念所能容忍之程度為衡量標準，是否合乎憲法保障之比例原則？）

キーワード

冤罪賠償法(冤獄賠償法)、勾留(羈押)、人身の自由(人身自由)、比例原則

解釈文：冤罪賠償法は国家賠償責任を果たすために、行われた特別立法である。憲法二四条は、「凡そ公務員が違法にして、人民の自由または権利を侵害する者は、法律により懲戒を受けさせる外、刑事及び民事責任を負うべきである。被害者はその受けた損害について、法律により国家に賠償

を請求することができる」と規定している。これにより、立法院は国家賠償に関する法律を制定する義務を有する。これらの法律に定める人民の国家への各種の賠償を請求する要件は、さらに憲法上の比例原則に合致しなければならない。刑事被告に対する勾留は、訴訟手続を順調に進行させるため

*翻訳者：李仁森

に、被告が有罪の確定判決が言い渡される前に、その人身の自由を一定の場所に拘束する強制な処分であり、人民の人身の自由にかける重大な制限である。そのため、勾留により発生した冤罪の賠償について、尤も憲法の保障する人身の自由の精神を尊重しなければならない。冤罪賠償法二条二号の前段に定めたものは、事件の情状が重大であるか、社会通念に照らし、受忍の程度を超えるかとのことを比較衡量の基準とせず、前記の憲法の趣旨に完全に合致するものではない。上記法律の第二条二号が、本解釈に合わない部分は、またこれを適用させるべきではない。

解釈理由書：司法院大法官審理案件法五条一項二号は、人民がその憲法上保障する権利は、不法により侵害された場合、法定の手続により訴訟を提起し、確定の終局裁判が適用する法律または命令に憲法に抵触する疑義が発生した者には、憲法解釈を申請することができることを規定している。司法院冤罪賠償再審査委員会は、冤

罪賠償法五条の規定により、最高法院の院長およびその法官により組織されるものである。その冤罪賠償の再審査事件に為した裁決は、性質上、確定の終局裁判に相当するものである。そのため、その裁決する際に適用される法律または命令には、憲法に抵触する疑義が発生した時、人が冒頭に出た法律により解釈するために本院に申請することを許すべきであることをとりあえず、ここで説明する。

冤罪賠償法は冤罪賠償法は国家賠償責任を果たすために、行われた特別立法である。憲法二四条は、「凡そ公務員が違法にして、人民の自由または権利を侵害する者は、法律により懲戒を受けさせる外、刑事及び民事責任を負うべきである。被害者はその受けた損害について、法律により国家に賠償を請求することができる」と規定している。これにより、立法府は国家賠償に関する法律を制定する義務を有する。これらの法律に定める人民の国家への各種の賠償を請求する要件は、さらに憲法上

の比例原則に合致しなければならない。刑事被告に対する勾留は、訴訟手続を順調に進行させるために、被告が有罪の確定判決が言い渡される前に、その人身の自由を一定の場所に拘束する強制な処分であり、人民の人身の自由にかける重大な制限である。そのためには、勾留により発生した冤罪の賠償について、尤も憲法の保障する人身の自由の精神を尊重しなければならない。

冤罪賠償法二条は冤罪の賠償請求権の行使に制限を定めており、その二号の前段には、かつて勾留を受け不起訴処分または無罪の言い渡しを受けた者は、その行為が公共の秩序または善良の風俗に違反するものであれば、賠償を請求することができないことになる。その立法の目的は、社会秩序及び公共道徳の維持にあるが、公序良俗の違反といった漠然とした理由を以て、人身の自由が勾留により重大な制限を受けた被害者は、その冤罪賠償請求権を排除させられることになる。また事件の情状が重大であるか、社会通念に

照らし、受忍の程度を超えるかとのことを比較衡量の基準とせず、（ドイツ勾留賠償法二条一項参照）、これを同号の後段及びその他の各号に定めたその他の事由に比較すると、亦も釣り合いが取れなくなるところを有するため、まさに憲法上の比例原則に完全に合致するものではない。上記法律の規定が、本解釈に合わない部分は、本解釈が言い渡される日より、これを適用させるべきではない。

本解釈は、孫森焱大法官、劉鐵錚大法官によるそれぞれの反対意見書がある。